

「小麦「きぬあかり」フェイスブック」運用方針

1 目的

本方針は、本県の小麦新品種「きぬあかり」の魅力を発信することにより、その普及推進を図るために設置する「小麦「きぬあかり」フェイスブック」（以下「本ページ」という。）の運用に関する事項について定める。

2 基本事項

本ページのアカウント名、URL及び運営主体は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) アカウント名

小麦「きぬあかり」

(2) URL

<http://www.facebook.com/>

(3) 運営主体

愛知県農林水産部園芸農産課（農産グループ）

3 記事の掲載

園芸農産課による本ページへの掲載は、不定期とすることとし、年末年始及び県庁の閉庁日を除く平日の9時から17時の間に行う。

なお、掲載した記事を予告なく削除することがある。

4 記事の内容

本ページには、以下の内容の記事を掲載する。

(1) 小麦「きぬあかり」の生産及び製粉状況等に関する情報

(2) 「きぬあかり」小麦粉を使用した製品やイベント等に関する情報

(3) 「きぬあかりブースター」の活動に関する情報

(4) その他農林水産部園芸農産課長が必要と認めた情報

5 コメントへの返信

園芸農産課では、掲載した記事に対するユーザーからのコメントへの返信は行わない。

6 注意事項

(1) 園芸農産課は、本ページに掲載された情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。

(2) 園芸農産課は、本ページに含まれる情報もしくは内容を利用することで直接、間接的に生じた損失について一切の責任を負わない。

(3) 園芸農産課は、ユーザーにより投稿されたコメント等について一切の責任を負わない。

(4) 園芸農産課は、本ページに関わるユーザー間のトラブルまたはユーザーと第三者との間のトラブルによって生じた損害について一切の責任を負わない。

(5) ユーザーから本ページに投稿されたコメント等については、本ページの広報、

利用促進の目的で、印刷物、動画、ウェブサイト等に掲載する場合がある。ユーザーは、本ページへの投稿をもって、園芸農産課がコメント等を利用する権利を許諾したものとし、かつ、園芸農産課に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(6) 園芸農産課から本ページに投稿されたコンテンツの著作権その他の権利は、園芸農産課又は園芸農産課が認める権利者に帰属するものとする。

7 投稿における禁止事項及び削除の基準

以下の事項に該当する内容の投稿を禁じる。また、該当する内容の投稿があったと認められる場合は、投稿者に事前に通告することなく投稿の削除を行う場合がある。

- (1) フェイスブックの利用規約に反する内容
- (2) 園芸農産課または第三者に成りすます内容
- (3) 電話番号、住所など個人情報を特定、開示、漏洩する内容
- (4) 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する内容
- (5) 基本的人権、プライバシー権、著作権等、第三者の権利を侵害する内容
- (6) 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- (7) わいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する内容
- (8) 特定の立場に立った政治活動、選挙活動、宗教活動
- (9) 有害なプログラム
- (10) 園芸農産課の了解なく商業目的で製品、サービスを紹介、宣伝する内容
- (11) そのほか、園芸農産課が本ページの目的と照らして不相当と判断した内容

8 個人情報に関する取り扱いについて

本ページの運用を通じて園芸農産課が入手した個人情報については、愛知県個人情報保護条例（平成16年条例第66号）に基づき、適切に取り扱う。

9 運用方針の通知・変更等

本方針の内容は、本ページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、本ページを通じて周知する。

10 連絡先

愛知県農林水産部園芸農産課 農産グループ（TEL 052-954-6420）

附 則

この運用方針は、平成25年10月31日から施行する。